

災害対応力の強化を求める意見書

本年7月30日に発生したロシア・カムチャツカ半島東方沖を震源とするモーメントマグニチュード8.8の地震の影響により、本市を含む太平洋沿岸の13都道県に津波警報が発令され、各地の自治体から一時200万人以上を対象に避難指示が出された。

今回の津波警報は、我が国から600キロメートル以上離れた場所で発生した地震による遠地津波のため、国内で大きな揺れを感じず、津波が到達するまでに時間的な猶予があったことから、津波警報の発出から全面解除まで11時間以上を要するなど、住民は長時間の避難を余儀なくされた。加えて、猛暑の時期と重なったため、炎天下における避難そのものが命の危険性を高めることにもなった。これらの状況を踏まえ、今後は災害の特性と気候条件を想定し、適切に対応していく必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 カムチャツカ半島東方沖で起きた地震の影響による、長時間にわたっての避難指示や炎天下での屋外避難などについての検証を確実に行之、改善策を早期に示すこと。
- 2 災害時には避難所として活用される公立小学校等の体育館等について、避難所機能を強化するとともに、耐災害性の向上を図ること。また、学校体育館等における空調設備のさらなる設置促進を図ること。
- 3 避難指示が長時間続いたことを踏まえ、外国人も含めた住民の避難行動につながる情報発信及び広報活動を強化すること。
- 4 災害発生後の全ての避難所において、確保されるべき生活空間や食事の質、生活用水など、避難所の衛生や生活環境の指針を定めた、人道憲章と人道対応に関する最低基準、通称スフィア基準を満たすことができるよう、財源確保も含めた、災害対策を確実に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年11月7日

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口昌一	様
内閣総理大臣	高市早苗	様
総務大臣	林芳正	様
法務大臣	平口洋	様
財務大臣	片山さつき	様
文部科学大臣	松本洋平	様
国土交通大臣	金子恭之	様
内閣府特命担当大臣	あかま二郎	様

いわき市議会議員 永山宏恵